

杵築市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年 4月

目次

I. はじめに	3
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	6
II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	6
II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	7
II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	9
II-4. 新型インフルエンザ等対策発生時の被害想定	10
II-5. 対策推進のための役割分担	12
II-6. 市行動計画の主要項目	14
1. 危機管理組織（実施体制）	14
2. 情報収集及び情報提供・共有	15
3. 予防・まん延防止	17
4. 医療	19
5. 市民生活の安定の確保	20
II-7. 発生段階	20
III. 各段階における対策	22
未発生期	23
1. 危機管理組織（実施体制）	23
2. 情報収集及び情報提供・共有	23
3. 予防・まん延防止	24
4. 医療	25
5. 市民生活の安定の確保	25
海外発生期	27
1. 危機管理組織（実施体制）	27
2. 情報収集及び情報提供・共有	28
3. 予防・まん延防止	28
4. 医療	29
5. 市民生活の安定の確保	29

国内発生早期（県内未発生期）	3 0
1. 危機管理組織（実施体制）	3 0
2. 情報収集及び情報提供・共有	3 0
3. 予防・まん延防止	3 1
4. 医療	3 2
5. 市民生活の安定の確保	3 2
県内発生早期	3 4
1. 危機管理組織（実施体制）	3 4
2. 情報収集及び情報提供・共有	3 4
3. 予防・まん延防止	3 5
4. 医療	3 6
5. 市民生活の安定の確保	3 6
県内感染期	3 8
1. 危機管理組織（実施体制）	3 8
2. 情報収集及び情報提供・共有	3 9
3. 予防・まん延防止	3 9
4. 医療	4 0
5. 市民生活の安定の確保	4 1
小康期	4 3
1. 危機管理組織（実施体制）	4 3
2. 情報収集及び情報提供・共有	4 3
3. 予防・まん延防止	4 4
4. 医療	4 4
5. 市民生活の安定の確保	4 4

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために平成25年4月施行された。

2. 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画¹」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に行動計画を改定した。

大分県（以下「県」という。）では、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、新型インフルエンザの感染拡大防止に向けての体制整備を、庁内各部局、関係機関・団体と連携して進めるために、平成17年12月「大分県新型インフルエンザ対策行動計画（第1版）」を策定した。

平成19年12月、中国において、インフルエンザ（H5N1）親子間の感染が確認され、新型インフルエンザ発生の危機が高まる中、県は「大分県新型インフルエン

¹ WHO “Global Influenza Preparedness Plan” 2005年（平成17年）WHO ガイダンス文書

ザ対策行動計画」の改定を行った（第2版）。

これを受け、市においても、市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の停滞をきたさないようにするため、平成21年3月に「杵築市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

平成21年2月、国は、従来のWHOのフェーズに応じた対策から、国内外の発生段階に応じた対策へと転換するとともに、社会・経済機能の維持強化した「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「同ガイドライン」の改定を行った。

これら国の動き及び県における訓練などの対策推進にあたっての関係機関との検討を踏まえ、県は平成21年4月「大分県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を行った。（第3版）

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人²であり、死亡率は0.16（人口10万対）³と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。しかし、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等⁴が得られた。その一方で、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生、まん延する場合に備え、対応できるように十分な準備を進める必要がある。病原性の高い新型インフルエンザ発生の可能性に変わりはなく、国においては、平成23年9月、新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等も踏まえ、「新型インフルエンザ対策行動計画」の更なる改定を行った。これら国の動き及び新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえて、県では、平成24年6月に、「大分県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を行った。（第4版）。

また、国は、平成25年4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を施行するに至った。

国は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年（2013年）2月7日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画案を作成し、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定した。

² 2010年(平成22年)9月末の時点でのもの。

³ 各国の人口10万人対死亡率 日本:0.16、米国:3.96、カナダ:1.32、豪州:0.93、英国:0.76、フランス:0.51 ただし各国の死亡率に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的には比較対象とならないことに留意が必要（厚生労働省資料による。）。

⁴ 新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の検証結果は、2010年(平成22年)6月、厚生労働省新型インフルエンザ（A/H1N1）対策統括会議報告書として取りまとめられた。

また、県は、特措法第7条に基づき、大分県新型インフルエンザ等総合対策会議の意見を聴き、平成25年10月「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。

3. 杵築市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

杵築市（以下「市」という。）は、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、学識経験者等の意見を聴いた上で、「杵築市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する措置等を示しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、市は、適宜適切に市行動計画の変更を行うものとする。

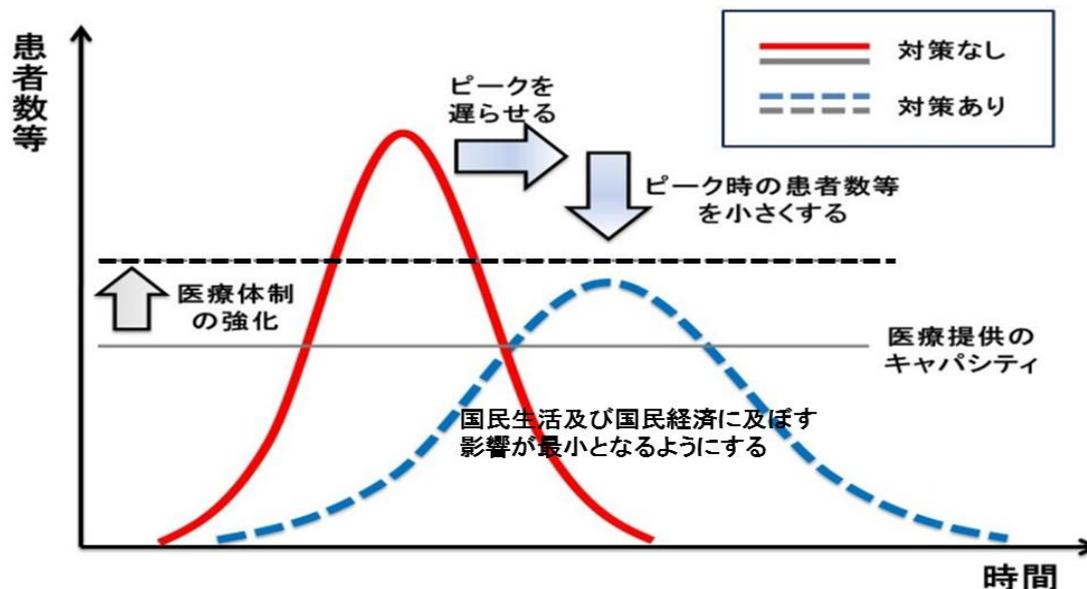
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や県内、市内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、多くの市民が患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、市は新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2) 市民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、市においては、科学的知見及び国、県の対策も視野に入れながら、市の地理的な条件、一部地域への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスの取れた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策については、III.において発生段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民の生活及び経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階では、市民に対する啓発や事業所による業務計画の策定など、発生に備えた事前の準備を行っておくことが重要である。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不

可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。

- 県内発生当初の段階では、県が行う感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策に協力する。
- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対応へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 市内で感染が拡大した段階では、国、県、市及び事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民の生活及び経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の事情等に応じて、市が大分県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）⁵と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員への影響等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

⁵ 特措法第 23 条

II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、又は発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等⁶、不要不急の外出の自粛要請、学校、興業場等の使用制限等の要請⁷等の周知を行う場合、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

杵築市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）⁸は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は新型インフルエンザ等対策について、広域での対応が必要な場合は、県対策本部長に所要の統合調整を行うよう要請する。

4. 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

⁶ 特措法第 31 条

⁷ 特措法第 45 条

⁸ 特措法第 34 条

II-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される⁹など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定にあたっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、政府行動計画及び県行動計画を参考に、一つの例として次のように想定した。

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計						
医療機関を受診する患者数	日本における患者数の試算		大分県における患者数の試算		杵築市における患者数の試算	
	1,300万人～2,500万人		12万人～23万人		3,000人～6,000人	
病原性の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	53万人	200万人	5,000人	19,000人	100人	500人
1日最大入院患者数	10.1万人	39.9万人	940人	3,700人	30人	100人
死亡者数	17万人	64万人	1,600人	6,000人	40人	160人

(米国疾病管理センター推計モデルに基づき推計)

- 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、1,300万人～2,500万人¹⁰、県内で12万人～23万人、市では3,000人～6,000人と推計。
- 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等の

⁹ WHO “Pandemic Influenza Preparedness” 2009年(平成21年WHOガイダンス文書)

¹⁰ 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。

データを参考に中等度（致命率0.53%）、スペインインフルエンザのデータを参考に重度（致命率2.0%）として、中等度の場合、全国では、入院患者数の上限は53万人、死亡者数の上限は17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は200万人、死亡者数の上限は64万人と推計され、県では、中程度の場合、入院患者数の上限は5,000人、死亡者数の上限は1,600人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は19,000人、死亡者数の上限は6,000人と推計される。また、市では中等度の場合、入院患者数の上限は30人、死亡者数の上限は40人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は100人、死亡者数の上限は160人と推計される。

- 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者数の発生分布の試算を行ったところ、全国では、中等度の場合、1日あたりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）、重度の場合、1日あたりの最大入院患者数は39.9万人と推計され、県では、中等度の場合、1日あたりの最大入院患者数は940人（流行発生から5週目）、重度の場合、1日あたりの最大入院患者数は3,700人と推計される。また、市では中等度の場合、1日あたりの最大入院患者数は30人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日あたりの最大入院患者数は100人と推計される。
- なお、これらの推計にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象となったところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

○ ピーク時（約2週間¹¹）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって5%程度¹²と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

II-5. 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を準備する責務を有する¹³。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める¹⁴とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁵。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2. 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

3. 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民の相談体制の確保や市民に対するワクチンの接種、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村、関係機関・団体と緊密な連携を図る。

¹¹ アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されている。

National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, 2006)

The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006))

¹² 2009年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時にり患した者は国民の1%（推定）

¹³ 特措法第3条第1項

¹⁴ 特措法第3条第2項

¹⁵ 特措法第3条第3項

4. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資機材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

5. 指定（地方）公共機関の役割

政府及び県が指定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき¹⁶、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる¹⁷。

7. 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用¹⁸・咳エチケット・手洗い・うがい¹⁹等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁰。

¹⁶ 特措法第3条第5項

¹⁷ 特措法第4条第1項及び第2項

¹⁸ 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

¹⁹ うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

²⁰ 特措法第4条第1項

II-6. 市行動計画の主要項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「1. 危機管理組織（実施体制）」、「2. 情報収集及び情報提供・共有」、「3. 予防、まん延防止²¹」、「4. 医療」、「5. 市民生活の安定の確保」の5項目に分けて記載する。項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりとする。

1. 危機管理組織（実施体制）

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市内一体となって対策に取り組む必要がある。

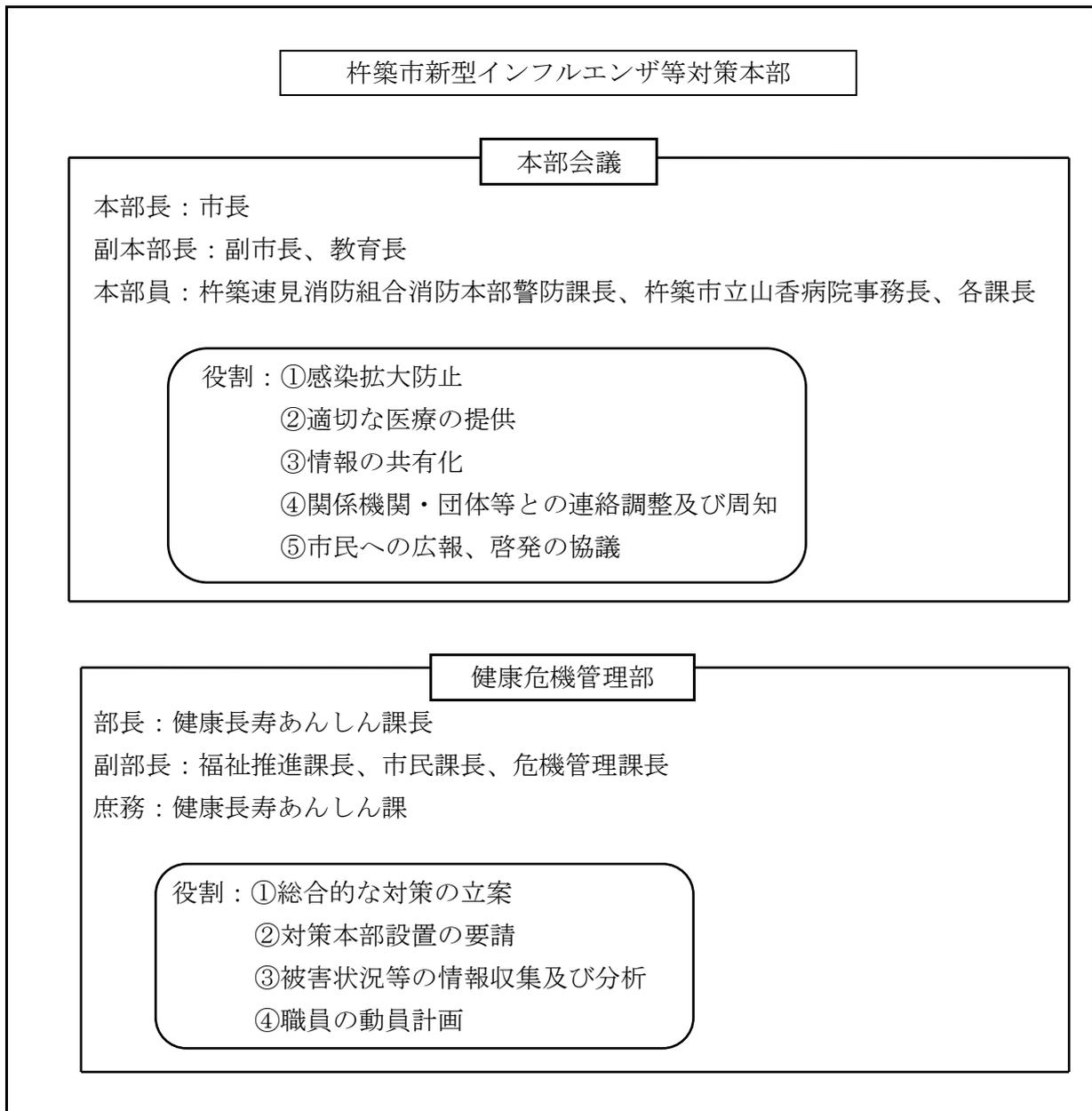
新型インフルエンザ等の発生する前においては、必要に応じて、「杵築市新型インフルエンザ等健康危機管理部（以下「危機管理部」という。）会議」を開催し、事前準備の進捗状況の確認、関係部局間等の連携確保等を行うとともに、国、県及び事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を行う。

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言が発令されたときは、特措法及び杵築市新型インフルエンザ等対策本部設置に関する要綱に基づき、速やかに市長を本部長に、副市長、教育長、杵築速見消防組合消防本部警防課長、杵築市立山香病院事務長及び全ての課長からなる市対策本部を設置し、同時に「杵築市新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催する。

なお、発生段階に関わらず、市長が必要と認めた場合は市対策本部を設置する。

²¹ まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせ、そのピーク時の患者数等を小さくすることである。

市の実施体制



2. 情報収集及び情報提供・共有

(ア) 情報収集及び情報提供・共有の目的

市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、市、国、県、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

(イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、要援護者、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取り手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会部局等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供にあたっては、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である²²。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ケーブルテレビ等の活用を行う。

また、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えるとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）から、発生前から認識の共有を図り、偏見や風評被害等の発生防止に努めることも重要である。

²² マスメディアについては、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行う。

② 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、市、国、県、指定公共機関や指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトの開設等を行う。

また、市民から寄せられる問い合わせに対応するため、専用の相談窓口を設置し対応にあたるとともに、県が設置するコールセンターを活用する。

(オ) 情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

3. 予防・まん延防止

(ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、市民に対し、基本的な感染対策の実施を促す。

具体的には、

- * マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- * 新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
- * 地域対策や職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- * 新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、その対策の実施に協力する。

(ウ) 予防接種

i) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対策可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型コロナウイルス等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型コロナウイルス対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型コロナウイルスに限って記載する。

ii) 特定接種

ii-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、厚生労働大臣に指示して臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型コロナウイルス等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型コロナウイルス等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種を実施するにあたっては、新型コロナウイルス等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型コロナウイルス等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本に政府対策本部が決定する。

iii) 住民接種

iii-1) 住民接種

特措法において、新型コロナウイルス等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類されており、接種順位は、発生した新型コロナウイルス等の病原性等の情報を踏まえ、政府対策

本部が決定する。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - 基礎疾患を有する者
 - 妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

iii-2) 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

4. 医療

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予想されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

(イ) 発生前における医療体制の整備

市は、速見郡杵築市医師会、医療機関、警察、消防等地域の関係機関・関係者と密接に連携を図りながら、県が行う地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に対し、必要に応じて協力する。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

市は、新型インフルエンザ等の感染を危惧する者からの専用の相談窓口を設置し、その周知を図る。

医療の分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、速見郡杵築市医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

5. 市民生活の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くといわれている。また、本人のり患や家族のり患により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び経済活動への影響を最小限とできるよう、市は、県等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

また、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し、職場における感染対策等の十分な事前の準備を呼びかけていく。

II-7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意志決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げや引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

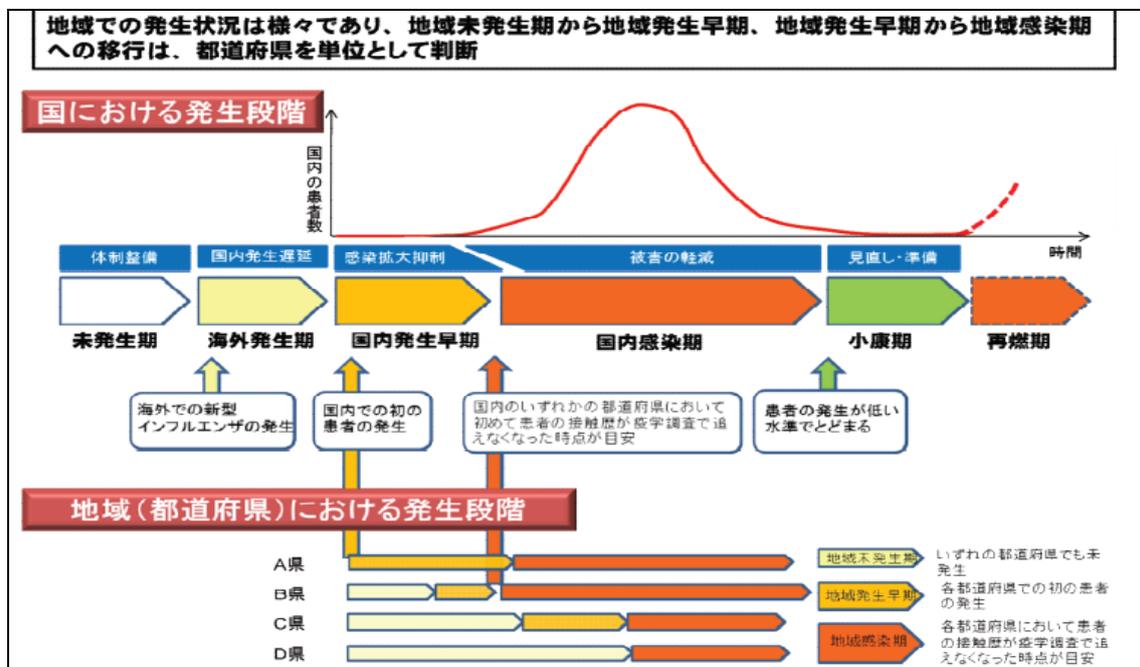
地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断することとされており、市においては、市行動計画で定められた対策を県が定める6つの発生段階に応じて実施することとなる。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合には、対策の内容も変化するということが留意が必要である。

＜国と県が定める発生段階の対応表＞

国発生段階	状態	県発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期 (国内未発生期)	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
			小康期

＜国及び県における発生段階＞



Ⅲ. 各段階における対策

以下、県の定める発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要5項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」及び県の対処方針を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

未発生期
<p>* 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</p> <p>* 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</p>
<p>目的：</p> <p>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

1. 危機管理組織（実施体制）

1-1 市行動計画等の策定・見直し

市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、市行動計画等を必要に応じて見直していく。

1-2 体制の整備及び国・県等との連携強化

- ① 市は、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて危機管理部会議を開催し、新型インフルエンザ等の発生時の対応等について協議する。
- ② 市は、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認を行い、訓練の実施に努める²³。

2. 情報収集及び情報提供・共有

2-1 情報収集

市は、国及び県等が提供する新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

2-2 継続的な情報提供

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う²⁴。

²³ 特措法第12条

²⁴ 特措法第13条

- ② 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

2-3 体制整備等

市は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）やテレビや新聞等のマスメディアの活用を基本とするが、情報の受け取り手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ③ 常に情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ④ 県や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

3. 予防・まん延防止

3-1 対策実施のための準備

3-1-1 個人における対策の普及

市、学校及び市内事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター等に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。

3-1-2 地域対策・職場対策の周知

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

3-2 接種体制の構築

3-2-1 特定接種

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対し、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制を構築する。

3-2-2 住民接種

- ① 市は、県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ② 市は、円滑な接種の実施のために、県の技術的な支援を受けるほか、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における市民の接種を可能にするよう努める。
- ③ 市は、速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速見郡杵築市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法についての準備を進める。

3-2-3 情報提供

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

4. 医療

4-1 地域医療体制の整備

市は、杵築市立山香病院、消防本部、大分県東部保健所、速見郡杵築市医師会、医療機関、警察、地域の関係者と密接に連携を図りながら、県が行う地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に対し、必要に応じて協力する。

4-2 県内感染期に備えた医療の確保

市は、県が行う、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握、社会福祉施設等の入所施設における集団感染が発生した場合の状況等の把握等に協力する。

5. 市民生活の安定の確保

5-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応について、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決定する。

5-2 火葬能力等の把握

市は、火葬場の火葬能力について別杵速見地域広域市町村圏事務組合等と把握・検討を

行い、一時的に遺体を安置できる施設について県と情報共有を図る。

5-3 物資及び資材の備蓄等²⁵

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または必要に応じ、施設及び設備を整備する。

²⁵ 特措法第10条

海外発生期
<ul style="list-style-type: none"> * 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 * 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 * 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内発生に備えて体制整備を行う。 2) 市内発生に備えて相談体制、医療体制の整備を行う。 3) 海外発生に関する情報を収集し、市民等に対する的確に情報提供を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、県と連携を図り、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 市内発生した場合に早期に発見できるよう市内の情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

1. 危機管理組織（実施体制）

1. 市の体制強化等

- ① 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、危機管理部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ② 市は、県対策本部が設置された場合、発生段階に関わらず、市長が必要と認めた場合、市長を本部長とする市対策本部を設置する。
- ③ 市は、国が決定する基本的対処方針及び県が決定する対処方針に基づき、市内における対処方針を決定する。
- ④ 市は、国の基本的対処方針及び県の対処方針が変更された場合は、必要に応じ、市内における対処方針を変更する。
- ⑤ 市は、海外において発生した新型インフルエンザ等の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる²⁶場合には、国、県と連携して、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

²⁶ ただし、かかった場合の症状の程度があらかじめ判明していることは少ないと考えられる。

2. 情報収集及び情報提供・共有

2-1 連携による情報収集等

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県が発信する情報を収集する。

2-2 情報提供

- ① 市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページやケーブルテレビ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ② このため、市は、市対策本部に一元的な情報管理及び情報発信を行う広報対策担当を設置し、新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大を防ぐため、正確な情報について迅速に広報を行う。

2-3 情報共有

市は、国、県、関係機関等との双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、対策の理由、プロセス等の情報の共有をメール等により行う。

市は、市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて県等に報告するとともに、市民が必要とする情報を把握して次回の情報提供に反映する。

3. 予防・まん延防止

3-1 市内でのまん延防止策の準備

市、学校、市内事業者はマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の実践を呼びかける。

3-2 予防接種

3-2-1 接種体制

3-2-1-1 特定接種

市は、国が示す方針に基づき、対象となる市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-1-2 住民接種

- ① 市は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開

始したときには、関係機関と連携して、接種体制の準備を行う。

- ② 市は、市民が速やかに接種できるよう、集団接種や妊婦等に対する個別接種等、接種対象者に応じた接種体制を構築する。

3-2-2 情報提供

市は、ワクチンの接種、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

4. 医療

4 医療体制の整備

市は、県の要請に応じ、医療機関等への情報提供や各種対策の実施に適宜協力する。また、県に帰国者・接触者相談センターが設置されることから発生国からの帰国者で発熱、呼吸器症状等を有する者は、当該センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

5. 市民生活の安定の確保

5-1 事業者の対応

市は、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

5-2 遺体の・火葬・安置等

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

国内発生早期（県内未発生期）

- * 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- * 県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態

目的：

- 1) 海外発生期に引き続き、市内発生に備え全庁的な体制を維持する。
- 2) 海外発生期に引き続き、市内発生に備えて相談体制、医療体制を維持する。
- 3) 国内外の発生に関する情報を収集し、市民等に対する的確な情報提供を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立つため、国との連携の下で、国内外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 市内発生した場合に早期に発見できるよう強化した市内のサーベイランス・情報収集体制を維持する。
- 4) 国内外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に引き続き準備を促す。

1. 危機管理組織（実施体制）

1-1 市の体制強化等

- ① 市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、必要に応じて危機管理部会議を開催し、情報の集約・共有・分析等を行う。
- ② 市は、国の基本的対処方針及び県の対処方針が変更された場合は、必要に応じ、市対策本部会議を開催し、市内における対処方針を変更する。
- ③ 市は、国内において発生した新型インフルエンザ等の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と認められる場合には、県等と連携して、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

1-2 緊急非常事態宣言がなされた場合の措置

国が、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合、市は特措法第34条に基づき、市対策本部を速やかに設置する。

2. 情報収集及び情報提供・共有

2-1 連携による情報収集等

市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県が発信する国内

外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

2-2 情報提供・共有

- ① 市は、市民に対して、国内外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 市は、引き続き、市対策本部において、情報の収集、報道対応等の情報提供体制の一元化、相談窓口業務の一本化を行い、新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大を防ぐため、正確な情報について迅速に広報を行う。
- ③ 市は、国、県、関係機関等との双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を通じて、対策の方針・理由等の情報の共有をメール等により行う。
- ④ 市は、必要に応じ、国が示すQ&Aの改訂版等に基づき、適切な情報提供を行う。
- ⑤ 市は、引き続き、市民から寄せられる問い合わせを集約し、必要に応じて国等に報告するとともに、市民が必要とする情報を把握して次の情報提供に反映する。

3. 予防・まん延防止

3-1 市内でのまん延予防防止策の準備

- ① 市は、引き続き、国、県と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、必要に応じ、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。また、必要に応じ、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ② 市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

3-2 予防接種

3-2-1 接種体制

3-2-1-1 特定接種

市は、国が示す方針に基づき、医師会等と連携して、対象となる市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-1-2 住民接種

市は、国が住民接種の実施及び接種順位を決定した場合、ワクチン供給が可能になり次

第、市民周知を図るとともに、関係機関の協力を得て、住民接種を開始する。

3-2-2 情報提供

市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

3-2-3 緊急事態宣言がなされた場合の措置

市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

○ 外出自粛の要請に係る周知

県が、市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

○ 施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

○ 臨時の予防接種

市は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

4. 医療

4 医療体制の整備

市は、県等からの要請に応じ、医療機関等への情報提供等について適宜協力する。

5. 市民生活の安定の確保

5-1 市民への呼びかけ

市は、市民からの生活相談や市民サービスについての問い合わせに対し、電話等により対応する。

5-2 要援護者への対応

新型インフルエンザ等が発生した場合、速やかに要援護者への支援等が行えるよう準備を進める。

5-3 遺体の火葬・安置等

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が発生した場合に備え、一時

的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう引き続き準備を行う。

5-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、必要に応じ、以下の措置をとる。

○ 水の安定供給

水道事業者である市は、業務計画で定めるところにより、消毒その他の衛生上の措置、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

○ 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民生活及び地域経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対し、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。併せて、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。

県内発生早期

＊県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる場合

目的：

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴って、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内外の情報を収集し、市民等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済活動の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を実施する。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1. 危機管理組織（実施体制）

1-1 対処方針の変更

市は、国の基本的対処方針及び県の対処方針の変更に伴い、市の対処方針を変更し、市民に周知する。

1-2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づき速やかに市対策本部を設置する。

2. 情報収集及び情報提供・共有

2-1 情報収集

市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県が発信する国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

2-2 情報提供

- ① 市は、市民に対して、国内及び県内、市内での発生状況、現在の対策の内容について、決定プロセス・理由・実施主体を明確にしなが、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 市は、特に個人一人ひとり取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、関係機関と連携し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を確実に周知する。
- ③ 市は、引き続き、市民から寄せられる問い合わせを集約し、必要に応じて県等に報告するとともに、市民が必要とする情報を把握して、市民の不安等に応じるため、次の情報提供に反映する。

2-3 情報共有

市は、国、県、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針・理由等の情報の迅速な伝達と地域の状況把握を行う。

2-4 相談体制の強化

市は、相談窓口の体制の充実を図り、国が示すQ&Aに基づき、適切な情報提供を行う。

3. 予防・まん延防止

3-1 市内でのまん延防止対策

- ① 市は、国及び県と連携し、業界団体等を経由しまたは、直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ② 市は、国の要請に基づき、関係機関を通じ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

3-2 予防接種

3-2-1 特定接種

市は、ワクチンが確保された場合、対象となる市職員に対し、本人の同意を得て特定接種を進める。

3-2-2 住民接種

- ① 市は、国が決定した住民接種の実施及び優先順位について、市民へ周知を図るとともにワクチン供給が可能になり次第、住民接種を実施する。
- ② 市は、接種の実施にあたり、国、県及び速見郡杵築市医師会等と連携して、公共的施設の活用や医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や妊婦等に対する個別接種等、接種対象者に応じた接種を行う。

3-3 緊急事態宣言がなされた場合の措置

市が、緊急事態宣言の区域に指定された場合は、国が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

○ 外出自粛の要請に係る周知

県が、市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

○ 施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

○ 職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

○ 臨時の予防接種

市は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

4. 医療

4 医療体制の整備

市は、県の医療体制の整備に協力する。

5. 市民生活の安定の確保

5-1 市民への呼びかけ

市は、市民からの生活相談や市民サービスについての問い合わせに対し、電話等により対応する。また、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

5-2 要援護者への対応

新型インフルエンザ等が発生した場合、速やかに要援護者への支援等が行えるよう準備を進める。新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

5-3 遺体の火葬・安置等

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を確保する。

5-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

○ 水の安定供給

水道事業者である市は、業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

○ 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対し、供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。併せて、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。

県内感染期

- 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民の生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から最小限の被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民への生活及び経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1. 危機管理組織（実施体制）

1-1 対処方針の決定

県が県内感染期に入ったことを宣言したときは、市対策本部会議を開催し、国の基本的対処方針及び県の対処方針を踏まえ、市の対処方針を協議、決定する。

市は、市対策本部会議において、対処方針を決定した場合は、市民に周知する。

1-2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ① 特措法第34条に基づき、市対策本部を速やかに設置する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなっ

た場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

2. 情報収集及び情報提供・共有

2-1 情報収集

市は、新型インフルエンザ等の対策等について、引き続き、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。

2-2 情報提供・共有

- ① 市は、引き続き、市民に対して、国内及び県内、市内での発生状況、現在の対策の内容について、決定プロセス・理由・実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 市は、引き続き、特に、個人一人ひとり取るべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ③ 市は、引き続き、市民から寄せられる問い合わせを集約し、必要に応じて国等に報告するとともに、市民が必要とする情報を把握して、次の情報提供に反映する。
- ④ 市は、国、県、関係機関等との双方向の情報提供を継続し、対策の方針・理由等の情報の迅速な伝達と、地域の状況把握を行う。

3. 予防・まん延防止

3-1 市内でのまん延防止対策

- ① 市は、県等と連携し、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対しての次の要請を行う。
 - 市は、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する、また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - 事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ② 市は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

3-2 予防接種

市は、県内発生早期の対策（特定接種）を継続し、予防接種法第6条第3項に基づく新

臨時接種を進める。

3-3 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされている場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

- 外出自粛の要請に係る対象として県が特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合は、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
- 施設の使用制限の要請に係る周知
県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は、関係団体等連携して、迅速に周知徹底を図る。
- 職場における感染対策の周知の要請に係る周知
県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は関係団体等連携して、迅速に周知徹底を図る。
- 臨時の予防接種
市は、国内発生早期の対策を継続し、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項に規定する住民接種を進める。

4. 医療

4-1 患者への対応等

市は、国及び県等と協力して、以下の対応を取る。

- ① 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターが中止され、また、感染症法に基づく患者の入院措置も中止されることに伴い、県の要請に基づき、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを県と協力して関係機関に周知する。
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう県と協力して関係機関に周知する。
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対し、電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザ薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。

4-2 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送）

や自宅で死亡した患者への対応を行う。

4-3 緊急事態宣言がなされた場合の措置

市は、緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、必要な協力を行う。

5. 市民生活の安定の確保

5-1 市民への呼びかけ

市は、市民からの生活相談や市民サービスについての問い合わせに対し、電話等により対応する。また、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

5-2 要援護者への生活支援

市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

5-3 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合に対し、別府市、日出町とともに火葬炉を可能な限り稼働するよう要請する。
- ② 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える旨の連絡が別杵速見地域広域市町村圏事務組合よりあった場合、県の協力を得て、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

5-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

○ 水の安定供給

水道事業者である市は、業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

○ 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、国・県と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の物価が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、国・県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、国・県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

小康期

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行は一旦終息している状況。

目的：

- 1) 市民の生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制や社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1. 危機管理組織（実施体制）

1-1 体制の縮小等

市は、国及び県等の対処方針の変更等の状況に応じ、実施体制の縮小を行う。

1-2 市対策本部の解散

市は、国による緊急事態宣言が解除されたときは、原則として市対策本部を解散する。

1-3 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。

2. 情報収集及び情報提供・共有

2-1 情報収集

市は、国や県等を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

2-2 情報提供

- ① 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 市は、市民からの問い合わせ等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。
- ③ 市は、国、県、関係機関等との双方向の情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再

整備に関する対策の方針を伝達し、地域での状況を把握する。

3. 予防・まん延防止

3-1 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

3-2 緊急事態宣言がなされている場合の措置

市は、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項に規定する住民接種を進める。

4. 医療

4-1 医療体制

市は、県が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に必要な応じ協力する。

4-2 緊急事態宣言がなされている場合の措置

必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

5. 市民生活の安定の確保

5-1 市民への呼びかけ

必要に応じ、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

5-2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

市は、県、指定（地方）公共機関等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

5-3 緊急事態宣言がなされている場合の措置

市は、県等と連携し、市内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。